

付加価値税の税率が0%となる対象品目・サービス一覧表（出所：付加価値税法 第2表、Value Added Tax Act）

次の事業については、登録事業者によって行われる場合は税率が0%となる。（ただし、ホテル、レストランまたは娯楽サービスを除く）

1	商品の輸出
2	輸出加工区（EPZ）の事業者に、関税や税金のかからない輸入物品やサービスを提供すること
3	国際的な航海または飛行の際に供給されるシップストア
4	輸出用のコーヒー・紅茶をコーヒー・紅茶オークションセンターに供給すること
5	航空会社による国際便での旅客輸送
6	国際的な航海または飛行の際に、船または航空会社にサービスを提供すること
7	ケニア国外へ出発する旅客が免税店で購入した商品
8	輸送中の物品に関するサービス

9	ケニア国内の製薬会社が医薬品を製造するための投入物または原材料で、保健省長官が承認したもの	
10	経済特区（SEZ）企業への商品またはサービス	
11	普通のパン	
12	砂糖や甘味料が添加されておらず、濃縮もされていないミルクとクリームで、次の HS コードに該当するもの	
	0401.10.00	脂肪分が重量比で 1%を超えないもの
	0401.20.00	脂肪分が重量比で 1%を超え 6%以下であるもの
	0401.40.00	脂肪分が重量比で 6%を超え 10%以下であるもの
	0401.50.00	脂肪分が重量比で 10%を超えるもの
13	農業害虫駆除製品の製造業者に提供されるすべての投入物および原材料	
14	農業用害虫駆除製品	
15	トウモロコシ粉、キャッサバ粉、小麦粉、トウモロコシ粉にキャッサバ粉の重量が 10%を超えているもの	
16	商品をケニア国外の場所に輸送すること	

ケニア関税制度／関税以外の諸税

17	サトウキビを農場から製粉工場まで輸送すること
18	L P Gガス
19	B E Vストーブ（H Sコード 7321.11.00）
20	サービスの輸出
21	登録業者による国内向け国際海上輸送
22	輸出要で付加価値付与のために調達された茶・コーヒーでコミッショナージェネラルの許可を得たもの
23	携帯電話組立製造にかかる部品
24	二輪車（8711.60.00）の部品
25	電動バイクの部品
26	太陽光及びリチウムイオン電池の部品
27	電動バス（87.02）の部品
28	動物用飼料の製造にかかる原材料

